学校等施設一般廃棄物収集運搬業務（鷺浦地域）仕様書

　この仕様書は，教育委員会に所属する次の対象施設から排出される一般廃棄物の収集運搬業務に係る履行方法等について定めるものとする。

１　業務名

　　学校等施設一般廃棄物収集運搬業務（鷺浦地域）

２　ごみ種別収集回数及び履行施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集回数（週） | 対象施設 | 住　　　所 |
| もやすごみ　 　1回  もやさないごみ 1回  資源化ごみ　　 1回 | 鷺浦小学校 | 三原市鷺浦町須波2189番地 |

３　履行期間

　　令和2年5月27日～令和3年3月31日

４　業務の内容

　(１) 収集場所

各対象施設において，もやすごみ・もやさないごみ・資源化ごみの種別ごとに指定した収集場所において収集を行う。学校によっては，２ヶ所の収集場所を設置している。

(２) 収集対象

　　　環境管理課が示す「家庭ごみの分別ガイド」のもやすごみ・もやさないごみ・資源化ごみの　　　いずれかに該当するもの。

　(３) 搬入先

(ｱ) もやすごみ

三原市清掃工場（三原市八坂町10227番地）

(ｲ) もやさないごみ

三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場（三原市久井町坂井原11358番地66）

　　(ｳ) 資源化ごみ

　　　　三原市清掃工場ストックヤード（三原市八坂町10227番地）もしくは古紙回収ボックス

　　　　三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場（三原市久井町坂井原11358番地66）

(４) 収集日

次の掲げる期間を除く月曜日から金曜日の間で，収集回数に応じて収集運搬を行う。

　　(ｱ) 国民の祝日（日曜日と重なるときは，その翌日）

　　(ｲ) 夏季休業期間（8月13日～15日）

　　(ｳ) 年末年始（12月29日～１月３日）

　　(ｴ) 三原市立学校管理規則第16条及び三原市立幼稚園園則第6条の規定に基づく休業日

(５) 収集時間

収集は，午前8時30分から午後5時の間で行う。

５　報告書等の提出

　　　毎月の業務が完了したときは，その完了した日から起算して５日以内に，前月分の完了報告書を提出すること。

６　その他

　(１) 作業に当たっては，他の業務に支障のないよう注意し，施設等を傷つけることのないように常に細心の注意を払うこと。

　(２) 対象施設において収集したときは，収集場所に備え付けの収集確認表に，収集を行った者が　確認印を押印又は署名すること。

　(３) 本仕様書に記載されていない事項については，双方協議のうえ解決するものとする。